

2024年9月6日

各 位

会 社 名 株式会社 ウイルコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 若林 圭太郎  
(コード: 7831、スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 大槻 健  
(TEL. 076-277-9811 (代表))

### 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2024年9月6日付で公表しました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出し、過年度に開示した決算短信等についても訂正いたしました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日、北陸財務局に「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第42期 2020年10月期（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）  
第43期 2021年10月期（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）  
第44期 2022年10月期（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）  
第45期 2023年10月期（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

#### 2. 訂正の内容

上記内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。  
なお訂正箇所には下線\_\_\_\_\_を付して表示しております。

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、  
開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

全社的な内部統制における不備

## ・統制環境の不備

雇用調整助成金の申請は、2020年4月に開催された常勤取締役等で構成される役員連絡会において意思決定されました。役員連絡会は経営レベルに係る業務執行の意思決定を迅速に行うため週次で開催しておりますが、本会議で意思決定された事案であっても、法令による規制及び投資金額の多寡等の基準に従い、取締役会に付議することを前提としております。しかし、雇用調整助成金の申請時は、受給期間は一時的であると想定していたため、役員連絡会での意思決定で十分であるとの認識が常勤取締役にあり、社外取締役への報告は行われませんでした。その後、新型コロナウイルスによる経済活動への影響が長期化するに及んで助成金の受給額が財務報告に大きな影響を与えることが明らかになった段階で、速やかに取締役会に付議あるいは報告し、社外取締役の客観的な判断を仰ぐべきでしたが、常勤取締役、あるいは常勤取締役を補佐する立場にある経営企画部長及び総務人事部長の誰もが事態の重要性を識別しておらず、結果として取締役会や同日に開催される監査等委員会においても、雇用調整助成金に係る状況が社外取締役に報告、共有されませんでした。このため、取締役会および監査等委員会による常勤取締役の監督・監視及び取締役の相互監視が有効に機能せず、助成金の不正受給発生のリスクが増大しました。また、適切な経営理念及び行動規範に基づき、社内の制度が設計、運用されていながら、原則を逸脱した行動や状況が認識された場合に、これらを是正する誠実性あるいは倫理観が常勤取締役において十全ではありませんでした。

## ・情報と伝達の不備

当社は、内部通報制度に基づく通常の報告経路から独立した伝達経路の通報窓口である「ウイルコ・グループ・ホットライン」を設置し、社員が匿名で不正を伝達する通報を受け付けると共に、通報者保護、通報内容の調査、是正措置を行う方針と手続きが定められておりました。しかしながら、第三者委員会によるアンケートで判明した通り、社内組織である経営企画部が窓口であったため、通報や相談を行ったことによる経営者から自身に対する不利益な扱いを恐れ、通報を躊躇した複数名の社員がいたことが判明いたしました。

当社は、これらの内部統制の不備について、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに訂正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、本事実に関する問題点並びに反省を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

### (1) 取締役会の管理・監督機能の強化

社外取締役をはじめとした外部者との連携及び社外取締役による常勤取締役の管理・監督体制を強化します。これまで取締役会資料が、会議当日に配布されることが多く、社外取締役にとっては、事前に議案を確認する時間が十分には確保できていなかった点を改め、遅くとも会議開催の5日前には会議資料の配布を行い、取締役会が常勤取締役に対して実効性の高い管理・監督を行う役割・責務を強化致しま

す。

#### (2) 内部通報制度の刷新

通報窓口を、第三者的な立場で事案の秘匿性を担保できる外部の弁護士に変更し、従業員が無用の心配をすることなく通報できる体制を構築致します。

#### (3) チーフコンプライアンスオフィサーによるコンプライアンス強化

2024年8月1日付でチーフコンプライアンスオフィサーを委嘱した上場企業の元取締役執行役員CFO 鈴木正守氏（2024年8月27日に開催した当社取締役会において執行役員チーフコンプライアンスオフィサーCCOに就任）を中心に、コンプライアンス強化に係る施策を実行いたします。鈴木氏は上場企業における長年にわたるガバナンスと内部統制構築の経験と実績を活かすため、社内にコンプライアンス推進部を設置するための人選を進めております。コンプライアンス推進部はチーフコンプライアンスオフィサーによる改善活動を補佐する部門として、役職員に対するコンプライアンス教育を実施します。

#### (4) 第三者を中心とした再発防止委員会の組成

当社は、外部有識者からなる再発防止委員会を2024年9月1日付で組成し、第三者委員会の報告書において指摘された当社のガバナンス及びコンプライアンスの改善及び向上を促進するため、実効性を伴う再発防止計画を策定し、速やかに実行に移します。具体的な再発防止策はまとまり次第、別途開示を予定しております。

以上